

平成26年度第1回

中泊町再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会

議 事 録

日 時：平成26年10月24日（金） 午後1時30分～

場 所：中泊町役場青年研修所2階

中泊町再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会議事録

1. 開催日時

平成26年10月24日（金） 午後1時30分～

2. 開催場所

中泊町役場青年研修所2階

3. 出席委員等（9人）

委員 飯塚 吾朗
委員 松館 和広
委員 前川 聡
委員 松江 政次郎
委員 秋元 智子
委員 福土 勝也
委員 野上 憲幸
委員 長谷川 幸治
中泊町長 小野 俊逸（要綱制定者・仮議長）

4. 欠席委員

なし

5. 会議に提出された案件

- ①協議会会長の選任について
- ②協議会副会長の指名について
- ③本協議会設置の目的・背景、農山漁村再エネ法の概要等について
- ④（仮称）津軽十三湖風力発電事業の概要及びほ場整備事業との協調について
- ⑤十三湖沿岸地区検討分科会の設置について
- ⑥その他

6. 事務局職員

中泊町役場農政課土地改良係長 宮越 敏宜
中泊町農業委員会事務局次長 前田 和夫
中泊町役場総務課課長補佐 山中 哲哉
中泊町選挙管理委員会事務局（総務課）係長 田中 綾人

7. 会議の概要

事務局

開会宣言

町長

【委嘱状交付】

事務局

続いて中泊町長が、皆様にごあいさつ申し上げます。

町長

【町長あいさつ】

◎案件1「協議会会長の選任」

事務局

【設置要綱説明】

第6条第2項では、「会長は、第4条に規定する委員の中から互選により選出する」とあるので、会長はこの場で選出することになる。会長選出まで、町長に議事を進めていただく。

仮議長（町長）

設置要綱第6条第2項の規定により、会長を選出する。

【自薦を聞くが声なし】

自薦がないので、私から推薦する。野上憲幸様でよろしいか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認め、野上憲幸様に会長をお願いする。

【町長退席・野上会長が会長席に移動】

事務局

野上会長から就任に当たり、一言ごあいさつをいただきたい。

会長（野上）

【会長あいさつ】

◎案件2「協議会副会長の指名」

会長（野上）

設置要綱第6条第3項の規定に基づき、副会長を指名する。
松館和広様でよろしいか。

【異議なしの声あり】

松館和弘様を副会長に決定する。

会長(野上)

事務局

◎案件3「本協議会設置の目的・背景、農山漁村再エネ法の概要等について」

内容について事務局から説明させる。

■説明内容

<協議会組織の目的・背景>

- ・平成21年、くろしお風力発電が十三湖岸に15基を設置する計画を町に説明
- ・平成22年に東北電力の連系抽選に当選。事業実施が具体性を帯びる。
- ・現風車配置は、環境影響評価法に基づく環境大臣意見・経済産業大臣勧告をふまえた配置。現在は、評価書を作成中。
- ・平成25年、十三湖沿岸地区に「ほ場整備事業」が計画される。風車配列を直線にでき、また、大臣勧告に沿った環境保全措置を講じられる。
- ・平成26年、農山漁村再エネ法が施行。
- ・事業者が同法に基づき、平成26年8月7日付で町に基本計画作成を提案。町は、基本計画作成のために、本協議会を組織したものの。
- ・協議会には以下のことについて協議していただく予定

○農山漁村の活性化方針

○再エネを促進する区域

○発電規模

○農林地の効率的な利用に関する取り組み

○農林漁業の発展に資する取り組み

○自然環境との調和

○農山漁村の活性化目標

○目標のチェック指標

○設備の撤去・原状復帰

○以上の具体的なスキームなど

事務局が中心となって、検討分科会を組織する(案件5) 予定なので、基本計画案を作成してもらい、ご協議いただく。

なお、分科会は、当該地区が五所川原市と隣接しているため、合同開催とする予定。

<農山漁村再エネ法の概要>

法律の目的

第1条の説明。

基本理念

第2条の説明。

国の基本方針

第4条関係及び国提示の基本的な方針説明。

基本計画の記載事項

法5条2項各号の説明。

協議会の具体的な協議事項はお話したとおり(前述)。

上位計画の「中泊町長期総合計画」、上位計画ではないものの「中泊町新エネルギービジョン」等に記載されている事項・方針等と整合性を取って、基本計画を作成する必要あり。

協議会の構成員

第6条の説明。その資格要件に沿って、本日皆様にお集まりいただいた。

設備整備計画の認定

第7条の説明。

審査の結果、市町村が認定すれば、農地転用の許可があったものとみなされる(通常の農地転用手続きは必要ない)

【質疑応答・質疑なし】

◎案件4「(仮称)津軽十三湖風力発電事業の概要及びほ場整備事業との協調について」

会長(野上)

内容を事務局に説明させる。

事務局

本事業は、民間事業者である「くろしお風力発電株式会社」の事業であるため、設備整備事業者として委員となっている前川委員に説明を受けたいと思う。また、同社取締役戸谷様と総合コンサルタントの「日立パワーソリューションズ」高橋様が来ているので、前川委員とともにご説明を行う。

【戸谷取締役、高橋主任技師入室】

委員(前川)

■説明内容

<事業会社の概要>

会社名:くろしお風力発電株式会社

設立年月:平成17年4月

実績:全国10発電所(合計出力 76,240kW)

<風力発電事業の事業概要>

発電所名:(仮称)津軽十三湖風力発電所(電力は東北電力(株)に売電)

設置場所:十三湖周辺

設備規模:34,500kW(2,300kW×15基)+蓄電池設備

運転開始:平成31年1月を予定

<位置関係及び事業地選定理由>

- ・地元の風力への期待が大きかったこと
- ・全国有数の好風況地であること(7.5m/s以上)
- ・風車にやさしい、乱れの少ない風がふくこと
- ・民家から比較的離れた地域であること

<風力発電機の概要>

- ・ドイツ ENERCON 製 E82-2(市浦発電所と同タイプ)
- ・基礎 約16m四方、最高地上高 119m、ブレード回転直径82m、ハブ高さ 78m
- ・設備利用率 30%(見込み)

以上が概要で、あとの細かい技術的な点は、高橋から説明させる。

高橋主任技師

＜設備の設置位置案＞

中泊町13基、五所川原市2基。うち、農地へは中泊町4基、五所川原市2基。

＜行程案＞

- ・工事開始 平成29年4月予定
- ・工事完了 平成30年10月予定
- ・運転開始 平成31年1月予定

＜計画の進捗状況＞

実施済

風況測定、東北電力との仮契約、環境影響評価方法書・準備書など

これから実施予定

連系申込、設備認定取得、環境影響評価書届出、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画提出(農地転用)

＜系統連系枠について＞

東北電力の系統連系回答留保に対しては、現時点で影響はない。

＜環境影響評価について＞

現在は、法アセスでの準備書届出までが終了

- 青森県知事意見 平成24年12月28日
- 環境大臣意見 平成24年12月26日
- 経済産業大臣勧告 平成25年6月27日

上記意見・勧告をふまえ、今年度内を目指して評価書を提出する予定。

＜今後の計画＞

設備整備計画を来年9月ごろ提出予定。本年度中に連系申込、設備認定、評価書届出を終了し、平成31年からの運転開始を目指したい。

【質疑応答・質疑なし】

【戸谷取締役、高橋主任技師退室】

◎案件5「十三湖沿岸地区検討分科会の設置について」

内容を事務局から説明させる。

会長(野上)

事務局

■説明内容

- ・この分科会は、基本計画案を協議会に提案・報告してもらうもの。分科会の報告をたたき台に、委員の皆さまに協議していただく。
- ・十三湖沿岸地区は五所川原市と境界を隣接するため、五所川原市協議会設置後、合同で検討する予定。
- ・検討委員名簿案は内諾済。分科会設置規程の内容とともに、この人選でいいか協議いただきたい。
- ・五所川原市協議会が未設置のため、本案件は町単独設置の内容。しかし、検討分科会は合同開催を予定しているため、後日設置規程の改正を行う。後日、協議会で協議予定。

【質疑応答・質疑なし】

会長(野上)

この規程及び人選でよろしいか。

【異議なしの声あり】

設置規程及び名簿案を、提案のとおり決定する。

会長(野上)

◎案件6「その他」

他に何かないか。

【意見・質問なし】

閉会宣言(第1回協議会終了)